

議案第 25 号

所沢市保育園等運営審議会条例等の一部を改正する条例制定について

所沢市保育園等運営審議会条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市保育園等運営審議会条例等の一部を改正する条例

(所沢市保育園等運営審議会条例の一部改正)

第1条 所沢市保育園等運営審議会条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第77条第1項第1号から第3号まで」を「第72条第1項第1号から第3号まで」に改める。

(所沢市立松原学園条例の一部改正)

第2条 所沢市立松原学園条例（昭和46年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(所沢市立かしの木学園条例の一部改正)

第3条 所沢市立かしの木学園条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(所沢市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 所沢市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。